

## 第6章 子どもの貧困対策推進に関する法律に基づく「小田原市子どもの貧困対策推進計画」について

### 1. 子ども・子育て支援事業計画への位置付け

令和元年6月に「子どもの貧困対策推進法」が改正され、市町村における子どもの貧困対策推進計画の策定が努力義務とされました。

子どもの貧困対策は、子育て支援施策全般にまたがるため、関連施策と連携して取り組むことにより、総合的かつ効果的に推進できることから、本市では、子育て支援に関して全方位的に網羅されている「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに合わせ、本計画を包含した計画とし、取り組んでいくこととしました。

### 2. 施策の展開

子どもの貧困対策とは、経済的な困窮だけでなく、子どもの学習意欲の低下や生活習慣への影響、自己肯定感の欠如など、子どもの健やかな成長に大きな影響を及ぼすことから、すべての子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭への支援を地域社会全体で取り組んでいくことが必要です。

また、SDGs（持続可能な開発目標）では、「誰ひとり取り残さない」をキーワードに、目標1「貧困をなくそう」、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」など、17の目標が掲げられています。本市が令和4年3月に策定した「小田原市第2期SDGs未来都市計画（2022～2044）」においては、「子ども・子育て支援」に関して、子育てを社会で支える環境をつくること、安心して子育てができる環境の実現を目指すこと、子どもが夢や希望をもって成長できるまちを目指すこととしています。

これらを背景に、小田原市子どもの貧困対策推進計画では、「第4章 施策の展開」で位置付けた事業のうち、貧困対策推進に資する事業を、内閣府「子供の貧困対策に関する大綱」に示された「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援」「経済的支援」の4つの重点施策に加え、本市では、「子どもが成長・発達する権利を保障する」ことが貧困対策推進には重要であるという考えから、「子どもの成長や発達を支える支援の充実」を5つ目の重点施策として掲げ、それらを推進するための事業を重点施策ごとに位置付けました。

すべての子どもの現在と将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

## 【重点施策1】教育の支援

すべての子どもが等しく教育の機会が得られるよう、就学の援助、学習の支援、体験活動の機会の提供、その他貧困等生活上の困難な状況に直面する子どもに対し教育の支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
教育相談等充実事業	支援を必要とする児童生徒や保護者等を対象とした子ども若者教育支援センターにおける教育相談、学校におけるスクールカウンセラー等による相談対応のほか、不登校の児童生徒の状況の改善を図るため、教育相談指導学級、校内支援室、不登校生徒訪問相談員等による支援を行う。	教育指導課
学力向上支援事業	児童生徒にきめ細かな指導を行うため、少人数指導スタッフや中学校教科非常勤講師を配置するとともに、学力向上に向けた効果的な取組を行うため、児童生徒一人ひとりの学力の伸びに着目したステップアップ調査を実施する。	教育指導課
支援教育推進事業	支援を必要とする児童生徒への個別支援員の配置、特別支援教育相談、就学相談の実施、通級指導教室の運営及び日本語指導協力者の派遣を行う。	教育指導課
児童生徒指導充実事業	小田原市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題対策連絡会、いじめ予防教室等を開催するなど、いじめ防止対策を総合的に推進する。また、生徒指導の課題に対応するため、中学校に生徒指導員を派遣する。	教育指導課
公立幼稚園教育推進事業	公立幼稚園において、園児に学びの機会を提供するとともに、介助教諭を配置し支援を要する園児の学びを支える。	教育総務課
児童生徒就学支援事業	経済的支援を必要とする児童生徒の家庭を対象に、学校給食の現物給付、学用品費や通学費、新入学用品費等について支援を行う。	教育指導課
高等学校等奨学金事業	経済的な支援を要する生徒の高等学校等への就学に際し、奨学金を支給する。	教育指導課
部活動活性化事業	専門的な指導が可能な部活動指導員や部活動地域指導者等の派遣を行うとともに、各種中学校大会等の円滑な運営や参加生徒の経済的負担軽減のための支援を行う。	教育指導課

事業名	事業内容	担当課
子どもの学習・生活支援事業	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもを対象とする個別指導型の学習塾を開催し、併せて、保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行う。	福祉政策課
放課後子ども教室推進事業	放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。	教育総務課
学校等アウトリーチ事業	次世代を担う子どもたちの豊かな情操を育み、創造力や感性を刺激するため、市内公立小中学校等を対象にアウトリーチ事業を開催し、本物の芸術に触れる機会を設ける。	文化政策課
尊徳学習推進事業	尊徳生誕地としての地域的特性を生かし、尊徳の生きた時代の生活・仕事の追体験等、子どもが、尊徳の教えに親しむための機会を提供する。	生涯学習課
魚ブランド化促進事業	地魚を使った学校給食メニューを提供するとともに、旬の地魚を使った料理教室を開催し、小田原で獲れる魚を知って食べてもらうことで、魚食普及を進める。	水産海浜課

## 【重点施策2】生活の安定に資するための支援

家庭の経済状況等に関わらず安心して子どもを産み育てられるよう、また、支援を要する子どもや家庭が安定した生活が送れるよう、切れ目のない相談支援が行える体制の充実や、安全・安心して過ごせる場の提供及び社会との交流の機会の提供、その他生活の安定に資する支援の取組を進めます。

事業名	事業内容	担当課
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。	健康づくり課

事業名	事業内容	担当課
おだわら子ども若者教育支援センター運営事業	妊娠期から乳幼児期・学齢期・青壮年期に至るまで、教育と福祉が連携した、ライフステージに応じた切れ目ない相談支援を行うため「おだわら子ども若者教育支援センター」において、相談者や施設利用者（つくしんぼ教室、しろやま教室、通級指導教室等）が安心して利用できる環境を整える。	子ども青少年支援課
子ども若者相談支援事業	児童及び妊産婦の福祉に関する家庭その他からの相談、及び、ひきこもりや若年無業者（ニート）など社会生活を円滑に営むことが難しい若者（30歳代まで）やその保護者等からの相談に応じ、必要な調査、指導等を行う。また、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携による要保護児童等の適切な保護や支援を実施する。	子ども青少年支援課
母子訪問指導事業	妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	健康づくり課
妊婦・産婦健康診査事業	妊娠中14回まで妊婦健康診査費用、産後2回の産婦健康診査費用の一部を助成する。	健康づくり課
妊婦歯科健康診査事業	妊娠中に1回妊婦歯科健康診査を指定歯科医院で実施する。	健康づくり課
母子健康教育事業	妊婦とその家族を対象に、安心して妊娠中の生活を送れ、安全な出産が迎えられるようにママパパ学級を行う。乳幼児を持つ親等を対象に、育児に関する情報を提供する子育て応援講座で育児不安の軽減を図るための親子教室を実施する。	健康づくり課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	健康づくり課
乳幼児健康診査事業	保健センターや指定医療機関において、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査と乳幼児事後検診を実施する。また、未就園等の4歳・5歳児に尿検査する。	健康づくり課

事業名	事業内容	担当課
子育て支援拠点管理運営事業	子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ、子育て家庭に総合的な支援を行う。	子育て政策課
地域子育てひろば事業	公民館など地域の身近な場所で「地域子育てひろば」を実施し、未就園児の保護者同士の交流や情報交換の場を提供する。	子育て政策課
育児相談事業	センターや子育て世代包括支援センターで電話や来所による相談を実施するほか、地区公民館等での出張相談を行う。	健康づくり課
保育所等訪問支援事業	臨床心理士、保健師等により、発達に課題のある児童を養育する保護者からの相談を受ける。	子ども青少年支援課
生活困窮者自立相談支援事業・就労支援事業	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及びその家族その他関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、様々な支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立を図る。	福祉政策課
家計改善支援事業	家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者と一緒に家計の状況を明らかにして、家計の改善に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言を行う。	福祉政策課
母子家庭等自立支援事業（相談等事業）	母子・父子の自立を総合的に支援するため、母子・父子自立支援員を設置し生活安定に向けた相談業務を行うほか、各種セミナーを開催する。	子育て政策課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が自立に必要な事由や疾病などにより、一時的に介護・保育などの支援が必要になった場合に、家庭生活支援員を派遣する。	子育て政策課
女性相談事業	相談員を配置し、配偶者からの暴力等保護を必要とする女性への支援、一時保護、また、困難な問題を抱える女性の相談に応じる。	人権・男女共同参画課
ファミリー・サポート・センター運営事業	公的サービスが提供されない保育施設等までの送迎や保育等終了後の預かりなど、会員同士が支えあう支援体制を整えることによって、仕事と育児の両立を手助けするとともに、子育ての負担感や不安感の軽減を図る。	子育て政策課

事業名	事業内容	担当課
養育支援家庭訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、児童の養育について支援が必要な家庭（ヤングケアラーに関する課題を抱える家庭を含む）に対し、訪問による育児、家事等の援助や指導等、又は養育者の身体的、精神的不調状態に対する相談や指導を行い、当該家庭における適切な子どもの養育環境を確保する。	子ども青少年支援課
市営住宅への入居優遇（ひとり親）	ひとり親の市営住宅への入居にあたり、優先度を高めるよう配慮する。	建築課
市営住宅審査時の配慮	審査入居の住宅困窮度を点数化するにあたり、子育て世帯に加点し、入居しやすくなるよう配慮する。	建築課
子どもの居場所づくり事業	地域の大人が地域の子どもを見守り、子どもが安心して集まり活動できる居場所づくりを支援する。	青少年課
児童プラザ管理運営事業	0歳から小学6年生までの子どもが楽しく安全に遊ぶことが出来る屋内遊び場を運営する。	子育て政策課
子育て支援フェスティバル開催助成事業	子育て中の親子が、楽しみながら子育ての知識を得られる「子育て支援フェスティバル」を開催し、子育て支援活動の活性化と子育てに係る地域の環の拡大を図る。	子育て政策課
公立幼稚園教育推進事業（再掲）	公立幼稚園において、園児に学びの機会を提供するとともに、介助教諭を配置し支援を要する園児の学びを支える。	教育総務課

### 【重点施策3】保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

安定した職業生活が送れるよう、貧困等の生活上の困難に直面する保護者に対する職業訓練の実施等、保護者への就労支援のために必要な取組を進めます。

事業名	事業内容	担当課
生活困窮者自立相談支援事業・就労支援事業(再掲)	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及びその家族その他関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、様々な支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立を図る。	福祉政策課
母子家庭等自立支援事業(給付事業)	母子家庭等の母等の主体的な能力開発の支援や自立促進を図るため、技能・資格の取得を支援する教育訓練給付金や就業期間中の生活を支援する高等職業訓練促進給付金を支給する。	子育て政策課
労働教育事業	労働問題講演会を開催し、勤労者が労働問題に直面したときの相談先や制度等の知識の習得を図る。	産業政策課
女性活躍推進事業	女性の職業生活における活躍を推進する。また就業等支援講座の開催や情報提供を行う。	人権・男女共同参画課

### 【重点施策4】経済的支援

貧困等の生活上の困難な状況に直面する子育て世帯に対し、各種手当等の支給、貸付金の貸付等を行うことにより、経済的な支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
生活保護制度による支援	生活困窮者に対して、国の定める基準により、その困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給する。	生活援護課

事業名	事業内容	担当課
住居確保給付金支給事業	生活困窮者のうち離職又はこれに準ずる事由により経済的に困窮し、居住する住宅を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し給付金を支給する。	福祉政策課
児童手当支給事業	中学校卒業までの児童を養育している者に対し手当を支給する。	子育て政策課
児童扶養手当支給事業	父母の離婚・父の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している者に対し手当を支給し、母子世帯または父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進する。	子育て政策課
心身障害児福祉手当給付事業	心身に障がいをもつ児童の生活の向上と福祉の増進を図るため、保護者に対し手当を支給する。	障がい福祉課
未熟児養育医療費助成事業	病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を助成する。	子育て政策課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の親と子の医療費について、保険診療の自己負担分を助成する。	子育て政策課
小児医療費助成事業	子どもの医療費について、保険診療の自己負担分を助成する。	子育て政策課
育成医療給付事業	障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るため医療が必要な児童に対し、手術、継続的治療に要する医療費の一部を負担する。	障がい福祉課
勤労者生活資金預託金事業	勤労者の生活の安定と向上を図るため、金融機関に貸付金を預託し、教育費、医療費、出産費等の生活資金について低金利での融資を行う。	産業政策課
軽度・中等度難聴児補聴器支給事業	障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成する。	障がい福祉課

## 【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実

幼児教育や保育は、乳幼児期の愛着形成や信頼関係の構築、基本的な生活習慣や人格形成に、学校教育は学齢期の社会的自立に向けた基礎能力の習得に重要な役割を果たしています。

子どもの健やかな育ちを支えるため、家庭の経済状況などといった生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが質の高い保育や教育を受けられる環境を整え、将来に夢と希望を持ち自分らしい人生を歩んでいけるよう、「子どもが成長・発達する権利を保障する」ため、直接子どもに届ける支援の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
通常保育事業	家庭で保育することができない児童を保育所で預かり、保育を行う。	保育課
延長保育促進事業	通常保育の前後の時間において、時間を延長して保育を行う。	保育課
乳児保育促進事業	0・1歳児の保育を行う。今後、定員枠の拡大に努める。	保育課
障がい児保育促進事業	保育士等の体制を整え、障がいや発達に支援が必要な児童の保育を行う。	保育課
公立幼稚園教育推進事業 (再掲)	公立幼稚園において、園児に学びの機会を提供するとともに、介助教諭を配置し支援を要する園児の学びを支える。	教育総務課
障がい児通所支援事業	障がい児や発達に課題のある児童が、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の事業を利用し、生活能力の向上、集団生活への適応等に必要な訓練、その他のサービスを受けることを支援する。	障がい福祉課
障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業	長過程で様々な課題を抱えている乳幼児に対し、児童発達支援サービス(療育・訓練・相談)を提供することで、児童の情緒の発達や日常生活に必要な基本動作の習得、集団生活への適応が進むよう支援する。また、保護者が子どもの障害を受容し、子どもの発達に応じた子育てをするための援助を行う。	子ども青少年支援課
子どもの学習・生活支援事業 (再掲)	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもを対象とする個別指導型の学習塾を開催し、併せて、保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行う。	福祉政策課

事業名	事業内容	担当課
放課後子ども教室推進事業（再掲）	放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。	教育総務課
障がい児ケア付き通学支援事業	医療的ケア児の通学に付き添う保護者の負担を軽減するため、保護者に代わり看護師等が同行し、医療的ケア児の通学を支援する。	障がい福祉課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	就労等により、昼間家庭に保護者のいない家庭の児童に対して、放課後の居場所を提供する。	教育総務課
障がい児医療的ケア支援事業	医療的ケア児の日中活動の場を確保するため、看護師を配置し医療的ケア児を受入れている放課後等デイサービス事業所に対し、費用の一部を助成する。	障がい福祉課
児童生徒就学支援事業（再掲）	経済的支援を必要とする児童生徒の家庭を対象に、学校給食の現物給付、学用品費や通学費、新入学用品費等について支援を行う。	教育指導課
高等学校等奨学金事業（再掲）	経済的な支援を要する生徒の高等学校等への就学に際し、奨学金を支給する。	教育指導課
教育相談等充実事業（再掲）	支援を必要とする児童生徒や保護者等を対象とした子ども若者教育支援センターにおける教育相談、学校におけるスクールカウンセラー等による相談対応のほか、不登校の児童生徒の状況の改善を図るため、教育相談指導学級、校内支援室、不登校生徒訪問相談員等による支援を行う。	教育指導課
子ども若者相談支援事業（再掲）	児童及び妊産婦の福祉に関する家庭その他からの相談、及び、ひきこもりや若年無業者（ニート）など社会生活を円滑に営むことが難しい若者（30歳代まで）やその保護者等からの相談に応じ、必要な調査、指導等を行う。 また、ヤングケアラーについての相談支援等も本事業内で実施する。	子ども青少年支援課